

青森県報

第千四十五号

令和八年
三月二十七日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 社が 課い) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一
- 臨時の職業訓練の施行……………(産 業イノ ベーション 推 進 課) ……一
- 地方卸売市場に係る変更の認定……………(食 ブランド・ 流通推進課) ……五
- 漁船保険付保義務の発生……………(下 北農林 水産事務所) ……五
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構 造政策課) ……五
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会 計管理課) ……六

告

示

青森県告示第百七十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う場所	指定年月日
株式会社HIT	弘前市大字新寺町三四の四二	就労継続支援A型	弘前市大字土手町一九一の一	令和八年三月二十七日	
社会福祉法人あーるど	五所川原市大字稲実字稲葉三八の二三	生活介護	五所川原市大字漆川字鍋懸一五〇の三	令和八年三月二十七日	

青森県告示第百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定年月日
敦賀 和志	国立病院機構弘前総合医療センター	小児科（肢体不自由、じん臓機能障害）	令和八年三月二十七日
堀口 裕貴	むつ総合病院	泌尿器科（じん臓機能障害、ぼうこう機能障害）	令和八年三月二十七日

青森県告示第百七十五号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条

例第三十九号) 第二条の二第一項の規定により、令和八年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県立 青森高等 技術専門 校											臨時の職業訓練を実施する 能力を開発する 校の名称
普通職業 訓練課程・ 短期課程											職業訓練 の種類・ 課程
公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦、支 援を受けた 者											対象者
医療・調剤事務科	介護実務者研修科	パソコン応用科	パソコン応用科(育児等短時間)	ビジネスコミュニケーション会計科	ファイナンシャルプランナー養成科	簿記・経理基礎科	簿記・経理応用科(託児付)	Webプログラミング科	宅建物取引士養成科(eラーニング)	パソコン・生成AI活用科(eラーニング)	訓練科
五月	六月	六月	六月	六月	六月	三月	六月	六月	五月	六月	期間訓練
×一四回	×一四回	×一四回	×一四回	×一四回	×一四回	×一二人	×一四回	×一四回	×一二人	×一二人	定数
											授業料

青森県立 青森高等 技術専門 校	青森県立 青森高等 技術専門 校
---------------------------	---------------------------

ファイナンシャルプランナー養成科(eラーニング)	Webマーケティング(eラーニング)	やさしいパソコン入門科(シニア)	医療・調剤事務科	宅建物取引士養成科	パソコン基礎科	パソコン応用科	ファイナンシャルプランナー養成科	簿記・経理応用科	Webクリエイター養成科	総務労務事務科	パソコン実践科	パソコン応用科	簿記・経理基礎科	簿記・経理応用科
五月	六月	三月	五月	六月	三月	六月	六月	六月	六月	三月	五月	六月	三月	六月
×二人	×二人	×二人	×一人	×一人	×一人	×一人	×一人	×一人	×二人	×一人	×一人	×一人	×一人	×一人

青森県立 青森工業 学院	青森県立 青森高等 技術専門 校	青森県立 青森高等 技術専門 校
--------------------	---------------------------	---------------------------

障害者の 雇用促進 に関する 法律第三 十一年第 二条第一 号の二第 三項に規 定する障 害者であ る者で、 職業上の 安全確保 の目的を 達成する に必要と 認められ る者であ る者	実践能力 習得訓練 コース	実践能力 習得訓練 コース	知識技能 習得訓練 コース	特別支援 学校早期 訓練コース	実践能力 習得訓練 コース	知識技能 習得訓練 コース	簿記・経 理基礎科	パソコン 基礎科	パソコン 基礎科(シ ニア)	建設車両 科	IT活用事 務員養成 科(eラー ニング)	Webプロ グラミン グ科	Webデザ イン科	ITエンジ ニア養成 科
	二月	二月	二月	一月	二月から 一月	二月	三月	三月	三月	二月	三月	四月	六月	六月
六回 一人×	三回 一人×	七回 一人×	一回 一人×	六回 一人×	七回 一人×	×一 四人	×一 四人	×一 二人	×一 二人	×一 二人	×一 〇回	×一 五人	×一 四人	×一 五人

青森県立 青森高等 技術専門 校	青森県立 青森高等 技術専門 校	青森県立 青森高等 技術専門 校
---------------------------	---------------------------	---------------------------

自動車整備科	造園科	木造建築科	木造建築科	木造建築科	電気工事科	電気工事科	土木施工科	土木施工科	電気工事科	電気工事科	電気工事科	在職者訓練コース
時一 間五	時一 間二	時一 間二	時一 間五	時一 間五	時一 間八	時一 間八	時一 間二	時一 間八	時一 間二	時二 間四	時二 間四	時四 間〇
×一 〇回 一人	×一 〇回 一人	×一 〇回 一人	×一 〇回 一人	×一 五人	×一 五人	×一 五人	×一 〇回 一人	×一 〇回 一人	×一 五人	×二 〇回 一人	×二 五人	一六 回 一人×
円千 三百	千 円	千 円	円千 三百	円千 三百	円千 六百	円千 六百	千 円	円千 六百	千 円	百二 千二 百円	百二 千二 百円	

青森県立 ついで高等 技術専門 校	青森県立 八戸工 学院
----------------------------	-------------------

電気工事科	電気工事科	電気工事科	電気工事科	自動車整備科	自動車整備科	自動車整備科	メカトロニクス科	配管科	配管科	溶接科	電気工事科	電気工事科	冷凍空調機器科	配管科	配管科	自動車整備科
時一四	時一四	時一八	時一八	時一二	時一五	時二四	時一二	時一二	時一八	時一二	時一八	時二四	時一八	時一八	時三〇	時三〇
×一五 回人	×二〇 回人	×一〇 回人	×一五 回人	×一〇 回人	×一〇 回人	×一〇 回人	×一〇 回人	×一〇 回人	×一〇 回人	×一五 回人	×三〇 回人	×三〇 回人	×一〇 回人	×一〇 回人	×一五 回人	×一〇 回人
円千二 百	円千二 百	円千六 百	円千六 百	千円	円千三 百	円千二 百	千円	千円	円千六 百	千円	円千六 百	円千二 百	円千六 百	円千六 百	円千二 百	円千八 百

青森県立 弘前高等 技術専門 校				青森県立 青森高等 技術専門 校												
								普通職業 訓練課程								
								公共職業 安定所長 の受託講 示又は推 薦を受けた 者を支援 した者								
美容師養成科	栄養士養成科	保育士養成科	情報処理技能者養成科	栄養士養成科	保育士養成科	保育士養成科	配管科	土木施工科	土木施工科	木造建築科	木造建築科	木造建築科	木造建築科	木造建築科	溶接科	溶接科
二年	二年	二年	二年	二年	二年	二年	時一 二	時一 二	時一 四	時一 二	時一 二	時一 五	時一 六	時一 四	時一 二	時一 二
一七 回×	一五 回×	一七 回×	一八 回×	×一〇 回	一七 回×	×一〇 回	×四〇 回	×二〇 回	×三〇 回	×一〇 回	×四〇 回	×一〇 回	×二〇 回	×一五 回	×二〇 回	×二〇 回
							千円	千円	円千二 百	千円	千円	円千三 百	円千四 百	円千二 百	円千九 百	円千九 百

青森県立
八戸工科大学

介護福祉士養成科	二年	一〇人
保育士養成科	二年	三人
美容師養成科	二年	四人
		一回

青森県告示第百七十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第六条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場に係る変更の認定をしたので、同法第十四条において読み替えて準用する同法第六条第三項において準用する同法第十三条第六項の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

開設者	名称	地方卸売市場	位置	取扱品目	変更 認定年月日
大魚株式会社 株式会社 総合卸売市場	むつ市大曲 二丁目二八 七	地方卸売市場 大魚株式会社 むつ総合卸売市場	むつ市大曲 二丁目二八 七	野菜、果実、 生鮮水産物	令和八・三・七

青森県告示第百七十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったと認めためので、同法第一百十二条の二第三項の規定により公示する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の七七 館脇 修	佐井
下北郡佐井村大字佐井字大佐井二四 津田 勝良	
下北郡佐井村大字佐井字糠森六の一 横浜 芳彦	

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に關し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
平川市尾崎浅井六の三	畑	三、九八二

二 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

- 三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

令和八年八月二十九日	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
一年			四三、〇〇〇

- 五 意見書の提出
申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和八年四月十日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 物品等の名称及び数量

- 1 ローター除雪車(二・六メートル、三百PS級) 一台
 - 2 ローター除雪車(二・六メートル、三百PS級) 一台
 - 3 除雪トラック(七トン級、アングリングプラウ) 一台
 - 4 除雪グレーダ(四・〇メートル級) 二台
 - 5 除雪ドーザ(十四トン級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ付) 一台
 - 6 小形除雪車(一・五メートル級、草刈装置付) 一台
 - 7 凍結防止剤散布車(三トン級、二・五立方メートル) 二台
 - 8 凍結防止剤散布車(四トン級、四・〇立方メートル) 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
一の3、4及び5について
令和八年三月五日
一の1、2、6、7及び8について
令和八年三月六日
- 五 落札者の名称及び住所
一の1及び6について
株式会社NICHIJO
北海道札幌市手稲区曙五条五丁目一の一〇
一の2、7及び8について
株式会社青工
青森市新田三丁目一の一の八
一の3について
UDトラックス株式会社
埼玉県上尾市大字壱丁目一
一の4及び5について
コマツカスタマーサポート株式会社
東京都港区白金一丁目一七の三

六 落札金額

- 一の1について 六千二百七十万円
- 一の2について 六千二百七十万円
- 一の3について 三千九百五十万円
- 一の4について 六千九百八万円
- 一の5について 二千四百四十七万五千円
- 一の6について 四千五十九万円
- 一の7について 五千二百八十万円
- 一の8について 二千六百八十四万円

七 落札者を決定した手続

一の1、3、4、5、6、7及び8について
入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

一の2について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年一月十四日

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭